

GK すまいの保険(家庭用火災保険)

川判定のご

建物*の構造級別は保険料の決定に重要な項目です。構造級別の判定の しくみは以下のとおりですので、内容をご確認ください。

※保険の対象が家財である場合は家財を収容する建物をいいます。



構造級別判定のしくみ

- ●建物の構造級別は、原則として「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった柱の種類に基づき判定します。
- ▶木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように耐火性が優れている 場合は、M構造、T構造、M級、1級または2級となります。
- 始期日が平成21年以前の (旧構造級別が適用されている) 契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料が大き く増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合につきましては経過措置を設けています。(詳しくは裏面「構造 級別改定(平成22年1月)に伴う経過措置のご説明」をご覧ください。)

建物の用法・形態をご選択ください。 どのように使われている 建物ですか? 併用住宅 専用住宅 柱にどんな素材を使っていますか? 建物はマンション等の共 住居と事業の 住居と事業の用途が ★印に該当する建物ですか? 住宅専用の 住宅専用の 同住宅ですか? 独立住宅 用途が混在する 混在する独立住宅 共同住宅 (一戸建住宅) 共同住宅 (一戸建住宅) 1 コンクリート造建物 コンクリートブロック造建物 CN M構造 M級 れんが造建物 1級 石造建物 (マンション等) (マンション等) 構 建★ ②耐火建築物 TΑ 造 TE ③ 鉄骨造建物 ※ ② 耐火建築物に該当する建物を除きます。 **ത** T構造 判 JY ★ 4 準耐火建築物 (1時間準耐火·45分準耐火) 2級 (耐火) をご選択ください 定 ★ ⑤ 省令準耐火建物 SR \Box 上記0~⑤のいずれにも 裏面の「経過措 Κ級 K構造 該当しない建物 KS 置」の適用対象 ※該当することの確認ができない場合 Ī (旧B構造からの経過措置) (旧2級からの経過措置) となる場合 を含みます 例:木造建物で、 「②耐火建築物」 裏面の「経過措 H構造 「4 準耐火建築物」 3級 ΗТ 置」の適用対象 [5]省令準耐火建物| (非耐火) とならない場合 のいずれにも該当しない建物

ご注意いただく点

- ●一つの建物が2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下 段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- ●柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例:壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。)。
- ★印のついた「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」については、これらに該当することを確認するため「建物構造申告書」のご提 出をお願いいたします。ただし、継続前契約において「建物構造申告書」等をご提出いただいている場合は、継続時のご提出を省略できることがあります。
- 建物に収容されていない家財 (例:屋外設備内の収容家財) を保険の対象とする場合は、上表にかかわらず構造判定コード「ST」となります。

建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

● 地震保険の構造級別は、主契約の構造級別により判定します(例:専用住宅の場合、地震保険の構造級別は「主契約の構造級別がM構造またはT構造」 「K構造」「H構造」の3つに区分されます。)。

■ 用語のご説明

コンクリート造建物

すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)をコンクリートで造った建物をいいます(鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板ま たは軽量気泡コンクリート板(ALC板を含みます。)等で被覆したものは含みません。)。

コンクリートブロック造建物

コンクリートブロック(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブ ロックを用いたものは含みません。)。 れんが(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。)。

石材(鉄材補強のものを含みます。)を積み重ねて造った建物をいいます(鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。)。

れんが造建物

石造建物

耐火建築物

鉄骨造建物

準耐火建築物

省令準耐火建物

すべての柱(付け柱・飾り柱等を除きます。)を鉄骨(CFTを含みます。)または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。

建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。 勤労者財産形成促進法に関する省令に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致 するもの、または同機構の承認を得たものをいいます。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。

つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは 共同住宅 1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者もしくは管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。

構造級別改定(平成22年1月)に伴う経過措置のご説明

平成22年1月に構造級別の改定を実施したため、始期日が平成21年以前の(旧構造級別が適用されている)契約からの ご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料が大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす 場合につきましては経過措置がありますので、以下の要件に照らして適用対象となるかをご確認ください。また、他の 代理店においてご加入の現契約がある場合などは、取扱代理店までお申出ください。



経過措置適用要件

現契約(継続前契約)

- 始期日が平成21年12月31日以前である場合は、構造級別が「B構造」または「2級」であること
- 始期日が平成22年1月1日以降である場合は、現契約に経過措置が適用されていること(構造級別が「K構造」 または「K級」)
- 保険種類が、火災保険(積立タイプの火災保険を含みます。)であること

新契約(今回のご契約)の要件

表面の表にそって判定した構造級別が、「M構造 | 「T構造 | 「M級 | 「1級 | 「2級 | のいずれにも該当しないこと

現契約と新契約の内容等 についての要件

- 現契約と新契約の「申込人(保険契約者)」「対象建物(注)」が同一であること (注)保険の対象または保険の対象である家財を収容する建物をいいます。
- 現契約の満期日(中途解約の場合は解約日)が、新契約の始期日と同一であること

※経過措置を適用した場合、保険料の増加が軽減されます。また、地震保険セット時には、地震保険にも経過措置が適用されます。

※経過措置を適用した契約について、保険期間中に「保険の対象の移転」や「名義変更(相続、改姓を除きます。)」等が発生した場合、経過措置は終了します。 ※現契約と新契約の引受保険会社が異なる場合には、現契約の保険証券のコピーをご提出いただきますようお願いいたします。

耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物に該当する場合



建物の構造が耐火建築物、準耐火建築物、 **または省令準耐火建物**に該当する場 「建物構造申告書」および確認資料のご提出を お願いいたします。

確認番号 (※1)	対象となる構造	確認方法	確認資料
1	耐火建築物、 準耐火建築物、 省令準耐火建物	施工者、ハウスメーカーまたは販売者から建物構造証明書(「建物構造申告書」の中に組み込まれています。)をお取り付けください。	不要
2		「当社に対象建物を同一とする他契約があり、その契約の締結時において、既に確認済であること」をお申出ください。	不要
3	耐火建築物、 準耐火建築物	公的機関等(※2)、施工者、ハウスメーカーまたは販売者の発行する書類(パンフレット等を含みます。)に以下の記載があることをご確認ください。 【耐火建築物】 「耐火建築物】「(建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物欄に)耐火」 【準耐火建築物】「(建築確認申請書第四面 5. 耐火建築物欄に)準耐火」 「準耐火イ」「準耐火イー1」「準耐火イー2」「準耐火口」「準耐火口ー1」 「準耐火口ー2」「簡易耐火建築物」「簡易耐火イ」「簡易耐火口」「簡易耐火」「簡易耐火	該当部分の コピー
4		左記構造の建物に該当することについて、始期日が2009年12月以前の契約の申込書またはご契約内容確認シートに記載があることをご確認ください。	
5	省令準耐火建物	独立行政法人住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫) 特約火災保険の証券、ご契約者カード、領収証等に、以下の記載があることをご確認ください。 「(構造級別欄が) C'」「(構造級別欄が) 3'」「C×0.8」「3級×0.8」 「省令準耐火」「準耐火」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」	
6		融資に際し、独立行政法人住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫) または受託金融機関より発行された書類に、以下の記載があることをご確認ください。 「省令準耐火」「準耐火」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」	
7		公的機関等(*2)、施工者、ハウスメーカーまたは販売者の発行する書類(パンフレット等を含みます。)に、以下の記載があることをご確認ください。 「省令準耐火」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」	
8		保険会社・代理店から提示された「プレハブ便覧」に、「省令準耐火型」または「省令簡耐型」との記載があることをご確認ください。	不要
9		保険会社・代理店から提示された「省令準耐火建物商品一覧」に記載の住宅であることをご確認ください。	

- (※1)確認番号は「建物構造申告書」の番号に対応しています。
- (※2)次のア)~ク)の団体、法人等をいいます。
 - ア) 国または地方公共団体 イ) 地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に定める地方住宅供給公社
 - ウ) 特殊法人等改革基本法 (平成13年法律第58号) に定める特殊法人等
 - 工) 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) に定める独立行政法人およ び特定独立行政法人
- オ) 地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) に定める地方独立 行政法人および特定地方独立行政法人 カ) 国立大学法人法 (平成15年法律第112号) に定める国立大学法人 キ) 24 新班の分類

- ク)日本郵政公社



三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談·お申込先〈取扱代理店〉

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

(63)